

総務建設常任委員会会議記録

令和6年3月11日開催

令和6年第1回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 花堂晴美
副委員長 吉川清里
委員 佐野俊光
委員 向笠達也
委員 田代 稔
委員 海野豊彦

(概要)

議案第3号 清水町 環境基本条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月11日に委員全員と当局から副町長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 清水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月11日に議案第5号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 清水町 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月11日に議案第6号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 11 号 清水町道路線の変更について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月11日に議案第10号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 12 号 令和5年度清水町一般会計補正予算（第9回）について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月11日に議案第11号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から繰越明許費補正、地方債補正及び歳入について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 令和5年度清水町土地取得特別会計補正予算（第1回）について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月11日に議案第12号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和6年度清水町一般会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月11日に議案第13号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、債務負担行為、地方債及び歳入について、質疑を行いました。

質疑なく、次に人件費全般について、質疑を行いました。

質疑なく、次に歳出について、款ごとに質疑を行いました。

1款、議会費については質疑なく、2款、総務費の質疑を行いました。

委員から、「町内循環バスの運行について、見直しの方向性は。」とただした

ところ、「今後の見直しの方向性としては、地域公共交通計画の策定の中で利用時間帯などの分析と併せ、運行ルートの見直しとダイヤの改正が大きな検討事項になると考えます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「海外姉妹都市中学生等交流事業について、国又は県の補助金を検討したのか。」とただしたところ、「国の補助金の活用や企業の協賛支援などの様々な手段で参加者の負担金を抑制するよう、現在、調整しているところ。」との答弁がありました。

次に、委員から、「自転車乗車用ヘルメット購入事業費について、高校生の着用状況が低い、高校生に対して特別に周知をするのか。」とただしたところ、「毎年、自転車通学者に向けた啓発活動を行っていますので、その機会などを捉えて、PRをしようと考えています。」との答弁がありました。

次に、4款、衛生費の質疑を行いました。

委員から、「清掃プラント使用料は増額傾向にあるが、ごみの量が増加したことにより、使用料が増額するのか。」とただしたところ、「ごみの量は、ここ数年横ばい、もしくは、微減の傾向です。使用料の増額理由は、昨今の燃料費等の高騰の影響です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「清掃プラント使用料については、沼津市と協議をしていると思うが、その経過は。」とただしたところ、「予算編成前に来年度の使用について、沼津市と協議し、その結果、維持管理費等から算出される使用料が示されます。」との答弁がありました。

次に、5款、労働費については質疑なく、6款、農林水産業費の質疑を行いました。

委員から、「森林環境整備等業務について、森林経営管理制度を活用して整備するのか。」とただしたところ、「森林経営管理制度を活用し、管理が行き届いていない町内の私有林を整備する考えです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「森林環境整備等業務について、整備箇所を選定する手順は。また、整備面積と所有者数は。」とただしたところ、「整備箇所は、危険箇所を調査し、各区長に確認するとともに県のアドバイザーの助言を受け、緊急性の高い箇所を選定します。今回の整備面積は約3,000平方メートル、土地所有者は2、3人を想定しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「森林環境整備等業務について、所有者の負担を計画に織り込み、所有者と協議して、慎重に進めるべきだと思うが。」とただしたところ、「土地所有者が判明しない場合など所有者が費用を全額負担することが不可能な場合も想定されますが、所有者の理解のもと、緊急性の高いところは早期に整備をしたいと考えます。」との答弁がありました。

次に、7款、商工費の質疑を行いました。

委員から、「若者世代等関係人口創出移住促進業務等について、その事業内容は。」とたまたしたところ、「アニメーションを活用した観光周遊イベントの実施、子育て安心お散歩マップの作成、柿田川や特産品の魅力発信イベントの実施などです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「令和5年度から実施している観光誘客等を図るプロモーションの成果と、その成果を令和6年度に生かす考えは。」とたまたしたところ、「ふるさと納税の返礼品であるお米については、アニメーションとタイアップした結果、申し込みが7件から44件に増加し、関係人口の拡大が達成されていると感じています。令和6年度以降も事業を継続したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「案内表示板点検業務について、その内容は。」とたまたしたところ、「国道1号線などに設置してある柿田川公園の案内看板の安全点検です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「案内表示板点検業務について、事故があつては困るので、法定点検の事務引継を徹底してほしい。」との意見がありました。

次に、8款、土木費の質疑を行いました。

委員から、「玉川卸団地線南伸道路について、今後どのような測量設計をしていくのか。」とたまたしたところ、「用地買収の面積等を確定させる測量や道路の構造などの設計を行い、県と連携して一体的な整備に努めます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「玉川卸団地線南伸道路の形態等は。」とたまたしたところ、「卸団地からの場までの間で、新設する部分については、幅員14メートルで、2.5メートル両側歩道が付く予定です。また、設計速度は50キロです。なお、狩野川新橋の完成と同時に開通できるよう努めます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「土地区画整理組合準備委員会運営支援について、今後の事業内容は。」とたまたしたところ、「土地区画整理組合準備委員会の発足、運営を支援するとともに、技術的援助申請があつた際には、現況測量などの業務を予定しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「土地区画整理組合準備委員会のメンバーは。」とたまたしたところ、「関係権利者から成る推進会の方々を中心に組織される予定です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「区画整理事業、都市計画道路玉川卸団地線、玉川卸団地線南伸道路及び狩野川新橋について、それぞれの事業の連携を密にするとともに、資金面や人事面を含めた体制づくりを期待したい。」との意見がありました。

次に、委員から、「市街化調整区域土地利用方針策定業務について、具体的に企業誘致を考えた上で策定するのか。」とたまたしたところ、「市街化調整区域に

おける暮らしの維持や産業振興を目的として策定するものであり、個別企業の誘致等を明記するものではありませんが、工場や物流業務施設などの立地の可能性も検討したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「柿田川公園に設置する防犯カメラについて、設置する目的、台数及び費用は。」とただしたところ、「柿田川公園での犯罪の防止はもとより、町民や観光で訪れる方々に安全・安心な空間を提供することが目的です。設置台数は3台で、設置場所は、正面エントランスとトイレの付近、町営駐車場を予定しています。設置費用は、賃借で、年額51万6,000円を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「柿田川公園に設置する防犯カメラについて、遠隔地でもリアルタイムで確認できるカメラを検討してほしい。」との意見がありました。

次に、9款、消防費の質疑を行いました。

委員から、「要安全確認計画記載建築物耐震改修助成事業について、その内容は。」とただしたところ、「防災上重要な緊急輸送道路等の沿道にある建築物のうち県が指定する建築物について、その耐震改修に係る事業費の一部を補助するものです。」との答弁がありました。

次に、11款、災害復旧費、12款、公債費、13款、予備費については、いずれも質疑なく、歳入歳出全般の質疑を行いました。

委員から、「外原区への環境整備費の内容は。」とただしたところ、「衛生費の環境保全活動推進事業交付金については、1,600万円を計上しています。現清掃プラントに対する今までの経緯を踏まえて地区特別割を計上し、また、外原区の公民館等の改築に向けた費用を計上しました。消防費の指定避難所改修工事設計業務については、外原区民の指定避難所になっている南中学校の災害時の対応力を強化するため、体育館のトイレ改修の設計管理費を計上しました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「外原区への環境整備費について、支出する目的、内容及び性質を外原区や町民に説明する機会が必要ではないか。」とただしたところ、「外原区との協議を進める中で、確認し合い、約束して予算化し、対応していますので、個別に対応したり、新たに説明したりすることは考えていません。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「循環バスの運行については、昼の一定時間の便がないと町民から不満を聞いているが、その解決が新年度予算で図られていない。じん芥処理費については、町民の努力によってごみの量が若干減少の傾向にあるにもかかわらず使用料が増えており、町民の努力に応えていない。市街化調整区域土地利用方針策定業務については、施政方針の中で、この計画の目的として事

業用地の創出がうたわれているが、新たな企業を誘致して、新たな産業で地域の振興を図る考え方は古いのではないか。大きな企業に来てもらい産業振興をするという考えではなく、地域に根づいている産業を元気にしていくほうが、産業振興という点では良いと思う。土地利用という点ではもっと違うことを考えるべきではないか。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「大型の予算規模となっているが、建設事業などで国庫支出金など特定財源を積極的に活用している。中期財政推計を基に将来の財政負担を考慮し、健全財政を前提として必要な事業を着実に実行していくための予算であると考えられる。なかでも道路や河川などの社会基盤の整備や、消防団第2分団詰所の大規模改修のほか、新たな取組として浸水想定区域図の策定事業、自転車乗車用ヘルメット購入に対する助成制度など、町民生活に密着した安心・安全のための予算が確保されている。さらに、産業用地の創出等を目的とした土地利用に関する基本方針を策定するなど、将来にわたって活力あるまちづくりを維持していくことを目指す取組は評価できるものである。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 令和6年度清水町土地取得特別会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月11日に議案第15号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 令和6年度清水町下水道事業会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月11日に議案第16号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

最初に、委員から、「令和6年度の水道料金の値上げは、下水道料金に影響するか。」とただしたところ、「上水道の料金改定による下水道料金への大きな影響はないものと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「下水道料金の今後の値上げの予定は。」とただしたところ、「3月26日に下水道使用料等審議会を開催し、料金の見直しに係る諮問を行う予定です。まずは定期的な、経営や料金の見直しについて検討する予定ですが、使用料収入で汚水処理費を賄っていない現状ですので、町としては、安定的か

つ持続可能な下水道事業の経営を図るため、早い段階からの定期的な料金の増額改定について、審議会へ提案をしたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「下水道事業会計における外原区への環境整備費に関する内容は。」とただしたところ、「受益者負担金について、2分の1の減免措置を行います。また、水洗便所改造工事費補助金について、補助率を6%から50%に、限度額を3万円から11万円にします。」との答弁がありました。

次に、委員から、「下水道施設の耐震化の状況は。」とただしたところ、「幹線管渠や緊急輸送路に埋設されている管渠等の耐震化率は89.2%です。また、的場及び徳倉の中継ポンプ場は、耐震化済みです。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和6年3月22日

総務建設常任委員長 花堂晴美